|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| YWVOB 会・規程04-2 | 苗名小屋利用規程 | 002版 |

**苗 名 小 屋 利 用 規 程**

第１条（利用の届出）

（一）苗名小屋を利用する場合は、ＯＢ小屋委員長又は小屋委員にメールまたは電話にて事前に利用者氏名、人数、利用期間を連絡する。

（二）部外者が利用する場合は現役、ＯＢ会員が利用代表者として部外者への小屋使用について責任をもって当たる。

第２条（利用料金）

（一）利用料金は苗名小屋にある「利用料金箱」に納めること。

（二）利用料は下記の通りとする。

　現　　役　一人一泊　２５０円

　　　　 ＯＢ会員　一人一泊　５００円

　上記以外　一人一泊　６００円　※小学生以下は無料

ただし、OB小屋委員会で公式維持活動と認める各種の保守や維持作業で宿泊する場合は、利用料を徴収しない。

第３条（利用上の注意）

（一）清潔に苗名小屋を利用し、整理整頓に努めて帰ること。

（二）プロパンガス利用の場合には、特にガス漏れによる爆発などに注意のこと。

　　　また、冬季は灯油ストーブと豆炭による炬燵で暖をとるが、一酸化炭素中毒にならないように注意をすること。

（三）井戸水は、飲用には適さないので、あくまでも食器の下洗い用に使用を限定し、小雨で貯水量の少ないときは使用量を控えめにし、井戸水の水量を確保すること。冬季には、配管を凍結防止のために撤去するので、この井戸水は使えない。従って雪を溶かして利用する。

（四）飲用水は、清水を汲みに行き大型ポリタンクに貯水して利用し、常に後で利用する人のことを考えること。

（五）持参した食材の器、ビン類や缶類は必ず持ち帰ること。

（六）蒲団は、好天時に天日干しに協力すること。

（七）電灯は、太陽光による蓄電システムであるが、蓄電池が上がらないように使用量に留意すること。掃除機や野外投光に使用する発電機のガソリン取扱いに気を使うこと。また、苗名小屋使用後は、電灯の各スイッチのほかに、元スイッチも必ず切にし、インバータも停止するようにすること（電灯を切ってもインバータが働いていると、その分、電力を消耗する）。

（八）バーベキューをするときは、鉄板の後始末をすること。

（九）苗名小屋にある備品什器は、自由に使用して良いものとする。なお、備品什器を損傷あるいは紛失した場合、又は、損傷した備品もしくは箇所を発見した場合は、それを速やかにＯＢ小屋委員に報告すること。

（十）車で苗名小屋に来る場合には、可能な限り駐車場内に駐車し、林道際の駐車は控える。やむを得ず、林道際に駐車する場合は、通行する自動車と衝突しないように留意すること。帰るときは、駐車場入口の鎖を完全に掛けて、他人が入らないようにすること。

第４条（改訂）

本規程はＯＢ小屋委員長が立案し、役員会で決定する。

第５条（発効）

本規程は２００９年１０月２４日発効する。

旧版）１９６８年１０月２７日　「ＹＷＶ部山小屋使用細則」として制定

００１版）２００９年１０月２４日　制定

００２版）２０２３年４月２２日　改定